

平成20年度消費者モニターの募集について

公正取引委員会では、毎年、消費者の立場から公正取引委員会の仕事に協力していただく「消費者モニター」を委嘱しており、平成20年度においても新たに全国で800名(予定)の「消費者モニター」を募集します。

消費者モニターの募集方法と仕事の内容は、次のとおりです。

▶ **応募資格** 20歳以上の一般の消費者の方(学生可)

▶ **募集期間** 平成20年2月15日(金)まで(当日消印有効)です。

▶ **募集人数** 高知地区10名

▶ **モニターの役割**

モニター研修会(年2回、平日に3時間程度。各県の県庁所在地ごとに開催予定)に出席すること、年数回のアンケート調査に回答すること、日常生活の経験に照らした消費者としての意見や情報を提供すること等です。

▶ **モニターの任期**

平成20年4月から平成21年3月末日までの1年間です。

▶ **モニターの謝礼及び経費**

謝礼として年額6,000円のお支払を予定しております。

また、「消費者モニター研修会」に出席いただいた方には、研修会出席1回に対し、謝礼とは別に3,000円の謝金(交通費込み)をお支払いいたします。ただし、研修会に出席するために必要な交通費

(ご自宅から研修会会場までの交通費)が往復で3,000円を超える方については、謝金に替えて、国の規定に基づいて計算した実費相当分の交通費をお支払します。

なお、アンケートなどの通信費は、当委員会で負担します。

▶ **応募方法・問い合わせ**

郵便はがき又は封書に所定の事項を記入のうえ、「公正取引委員会 四国支所 取引課」まで応募してください。

【所定事項】

①郵便番号・住所／②氏名(ふりがな)／③電話番号／④年齢／⑤性別／⑥職業／⑦消費者モニター経験の有無(採用年)／⑧家族構成(続柄、年齢、職業)／⑨最寄りの鉄道駅(例：○○線□□駅)／⑩自宅から最寄りの鉄道駅までの所要時間(例：○○バス□□停留所から△△分)／⑪応募理由(150字程度)

なお、高知県県民生活課や消費生活センターの窓口に応募方法等について記載した応募要綱を備えています。

〒760-0068 高松市松島町1-17-33

高松第2地方合同庁舎

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 四国支所 取引課

☎ 087-834-1441

平成20年度灯油及びプロパンガス消費実態調査モニター募集

家庭で使用する灯油とプロパンガスの適正な流通と安定供給を確保するための行政施策に役立てることを目的としてモニターを募集します。

▶ **募集数** 10,000世帯

▶ **応募締切** 2月15日(金)着分

▶ **応募要件** 灯油又はプロパン利用世帯

▶ **調査内容**

①月別の使用量、金額

②利用環境(家族人数等)など基礎事項

▶ **調査期間** 平成20年4月から平成21年3月まで。回答は6か月毎の2回

▶ **謝 礼** 図書カード2,000円分

▶ **応募方法**

①ホームページ <http://oil-info.ieej.or.jp/>

②FAX 「灯プロモニター希望」と明記の上、住所、氏名、電話番号、使用している燃料
イ) 灯油
ロ) プロパン
ハ) 灯油・プロパン両方
を03-3534-7422にFAX

▶ **連絡先**

(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター

☎ 03-3534-7411

担当 大塚、古藤(こうとう)

民生委員	担当地区	
	(正)	(誤)
町田佳代	20-4区 駅南町・特老	20-4区 駅南町・20-5区 沖田・特老
友草須磨	26-1区 駅前町・26-2区 駅前町・20-5区 沖田	26-1区 駅前町・26-2区 駅前町

広報いの1月号8ページの「いの町民生委員・児童委員名簿」掲載で次のとおり担当地区に誤りがありました。訂正いたしますとともに、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

選挙管理委員会

お詫びと訂正

広報いの1月号4ページの高知県知事選挙の文章中、1行目の「各投票区別の当日有権者数、投票率は下表のとおりです。」とありましたが、「当日有権者数」の箇所を「投票者数」に訂正いたしますとともに、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。